



1. 職場における熱中症の発生状況と予防について

厚生労働省  
 労働基準局

2019年職場における熱中症の発生状況（確定値）について

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策について、平成 29 年より「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症対策に取り組んできております。

職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、2019年に829人となり、うち死亡者数は25人となりました。記録的な猛暑となった2018年と比べ、死傷者数、死亡者数とも減少となったものの、死傷者数に占める死亡者の割合は高まっており、熱中症による重篤な労働災害が後を絶たない状況にあります。

過去 10 年間（2010-2019 年）の発生状況をみると、年平均で死傷者数 595 人、死亡者数 24 人となっており、2019 年の死傷者数は、過去 10 年間で 2018 年に次いで多くなっております。

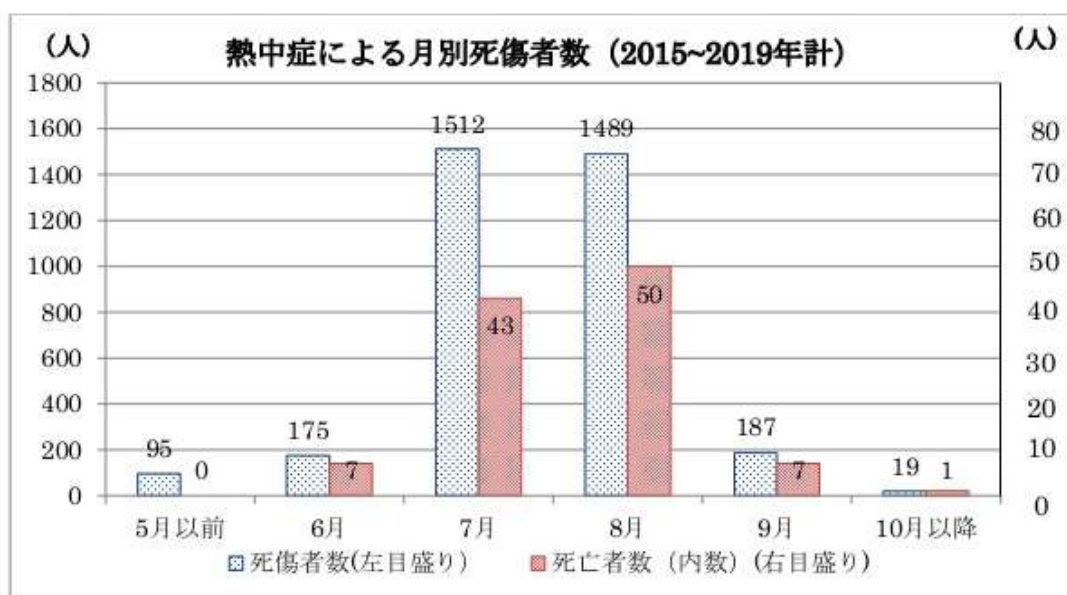
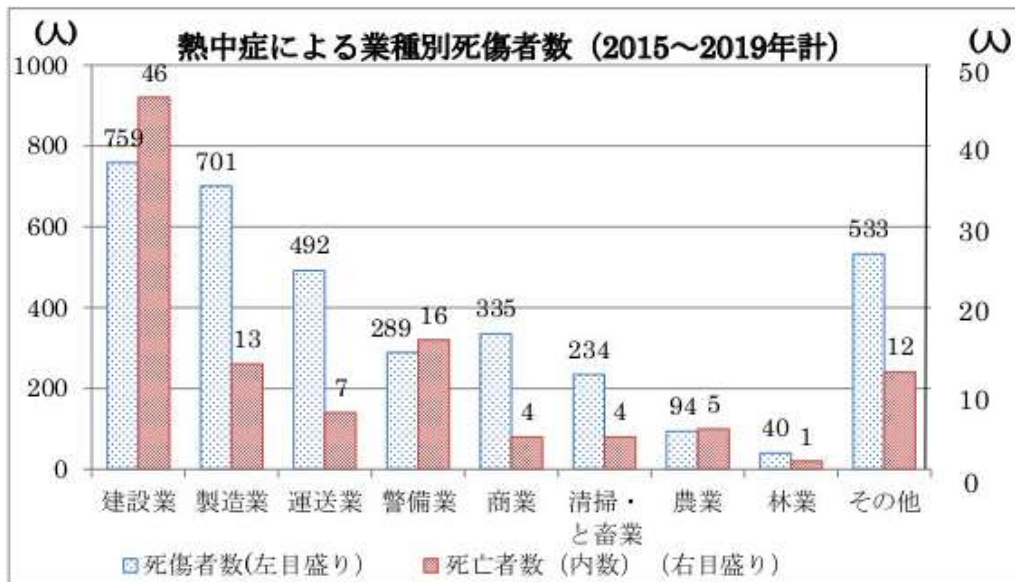
職場における熱中症対策が未だ十分に浸透していないと考えられますので、熱中症予防対策の徹底を図っていただきますようお願い致します。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2010 年～2019 年） (人)

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
656	422	440	530	423	464	462	544	1,178	829
(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(14)	(28)	(25)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。





時間帯別発生状況 (2015~2019年)

2015年以降の時間帯別の死傷者数をみると、11時台及び14~16時台に多く発生しています。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見されます。





# 令和2年度の 熱中症予防行動

(別紙2)

環境省  
厚生労働省  
令和2年5月

## 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

### 1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



### 2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

### 3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

### 4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

### 5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



新型コロナウイルス感染症に関する情報：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



大阪労働局職業安定部長  
大阪府商工労働部長

大学等卒業予定者の就職の機会均等の確保について（依頼）

平素は、労働行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、憲法では全ての人に「職業選択の自由」を保障しており、誰もが自由に自分の能力や適性に応じて職業を選ぶことができるように就職の機会均等を図ることになっています。

そのために、職業安定法及び「求職者等の個人情報の取扱いについて（大臣指針）」（裏面）では応募・選考時において、特別な職業上の必要性等がないにもかかわらず、本人の適性・能力とは関係のない家族の状況・住居環境等や本人の自由であるべき思想・信条等について、質問・情報の収集をすることを禁じています。

また、男女雇用機会均等法でも労働者の募集及び採用における性別を理由とする差別を禁止しています。

しかしながら、大学生から報告され明らかとなった「問題事象報告」のみを見ても、家族に関すること等の面接時における本人の適性・能力に関係のない不適切な質問が後を絶たない状況にあります。

大阪労働局（ハローワーク）及び大阪府では、大学等卒業予定者をはじめ、あらゆる人々の就職の機会均等の確保を図るため、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考の実施に向けた各種啓発活動を積極的に進めています。

さらに、大学等就職問題連絡協議会（大就連）と連携をはかり、問題事象に対する迅速な問題解決に向けて取り組んでおりますので、貴団体におかれましても、公正な採用選考の趣旨をご理解いただき、会員企業等に対する周知等、公正な採用選考の実施について引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

大阪府商工労働部雇用推進室労政課  
労政・労働福祉グループ 山崎・國部  
住所：〒559-8555 大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか 11 階  
TEL：06-6210-9518 FAX：06-6360-4751  
E-mail:rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

## 職業安定法「求職者等の個人情報の取扱い」について

**第5条の4** 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(次項において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

「求職者等の個人情報の取扱いについて」は次のことに注意して下さい。

○求人企業、職業紹介事業者などが対象となります。

○個人情報の収集の基本は、

- ・ 業務の目的の範囲内で収集すること。
- ・ 収集してはならない個人情報は、次のイ～ハです。

- イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、家族の職業・収入、本人の資産などの情報、容姿、スリーサイズなど
- ロ 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など
- ハ 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報など

○個人情報を収集するには、

- ・ 本人から直接収集すること。
- ・ 本人以外から収集する時は、本人の同意を得たうえで収集すること。

○個人情報の保管、使用は、収集目的の範囲に限られます。

○個人情報の管理は、

- ・ 目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つこと。
- ・ 紛失、破壊及び改ざんを防止すること。
- ・ 第三者からのアクセスを防止すること。
- ・ 必要が無くなれば破棄または削除すること。

○違反したときは、改善命令や罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が適用される場合があります。

【「求職者等の個人情報の取り扱いについて(大臣指針)」平成24年厚生労働省告示第506号 第四より抜粋】

就職差別を未然に防止し、公正な採用選考を図るためには、法律を遵守するだけでよいというものはありません。

従来から、公正な採用選考について、事業主のみなさまにご理解とご協力を要請してきた趣旨を十分にご認識いただき、今後とも、公正な採用選考システムの確立が図られるよう、さらに積極的な取り組みをお願いします。



大阪府からのお知らせです

商工労働部雇用推進室労政課  
労政・労働福祉グループ

## 公正採用選考 人権啓発推進員 新任・基礎研修のご案内

日頃から、大阪府政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

大阪府及び大阪労働局では、企業などが従業員を募集し採用する際に、差別のない公正な採用選考が行われるよう、事業所ごとに担当者（公正採用選考人権啓発推進員）の選任をお願いするとともに、啓発のための研修として「公正採用選考 人権啓発推進員 新任・基礎研修」を実施しています。

平成15年からスタートした本研修には、これまで1万人以上の方に受講・修了していただいております。修了された皆様からは「人権問題について知っていたつもりだったが、研修を受けてその考えが理解できた」「これまでになにも考えずに採用面接をしていたが、研修を受けたことで安心して求職者に質問が出来ると思う」など、好評な御意見をいただいております。

詳しくは同封しました案内パンフレットをご確認ください。本研修にぜひ御参加いただきますようお願いいたします。



このご案内は、ハローワークに「公正採用選考 人権啓発推進員」の届出をご提出いただいた事業所様に郵送しております。ご担当が変わられている場合は、後任の方にお渡しいただき、あわせてハローワークに推進員異動報告書を御提出ください。

なお、当案内と入れ違いで既にお申込みをされている場合・過去にご受講いただいていた場合には、重ねてのご案内となりますがご容赦ください。

### 研修は2日間の日程で行われ、多彩なテーマを設定しています

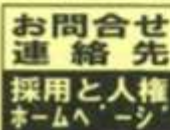
新任・基礎研修は、2日間の日程で行われます。「推進員の役割」「企業と人権」「企業とLGBT」「企業と同和問題」「企業と障がい者雇用」「企業と在日外国人」「企業と男女機会均等」など多彩なテーマで構成されています。

### 研修受講後は知事名の修了証書を発行します

すべての内容を受講いただき、レポートを提出していただいた方には、審査のうえ大阪府知事名での修了証書を発行しています。

### 「企業とLGBT」の講座が加わりました!

アンケートでも実施の希望が多く寄せられていたLGBT等の性的マイノリティに関するテーマの講座「企業とLGBT～多様性を認め合う職場づくり～」が新しく加わりました。多彩な講師をお迎えし、基本的な知識、選考の際に配慮することや働く環境整備に向けた考え方などが学べます!



大阪府商工労働部雇用推進室労政課 電話番号：06-6210-9518

<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/index.html>

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。  
全中貿事務局 TEL/06-6443-5810 E-MAIL / [zenchubo.jimukyoku@jafta.jp](mailto:zenchubo.jimukyoku@jafta.jp)